

低排出ガス車認定実施要領の改正に対する意見の概要とそれに対する考え方

- 平成18年2月8日から14日まで、低排出ガス車認定実施要領の改正についてパブリックコメントを募集したところ、2名の方からの意見の提出があった。
- 提出された意見の概要及びそれに対する考え方は、以下のとおり。

項目	提出者	意見概要	考え方
設定基準について	地方公共団体 自営業	○ 中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第八次答申）」の2009年の目標値の早期達成を促進するために、同目標値を考慮した基準を設定すべきである。10%低減では不足である。	○ ご意見の通り、自動車の排出ガス低減については、中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第八次答申）」を踏まえつつ、性能の向上を図っていくことが重要であることから、今回の設定レベルについては、上記答申で示された2009年の目標値に向けた開発を促進し、かつ現時点で技術的に可能と見込めるレベルを設定することとしたものです。更に高いレベルの基準については、技術開発の動向等を踏まえながら、今後検討していくこととしています。
その他（今後の低排出ガス車認定制	地方公共団体	○ 低公害車区分の簡素化を行い、購入者等にとって分かりやすいもの	○ 当該車両に適用される基準が車種によって区々であること等により、低公害

<p>度について)</p> <p>その他（対象自動車について）</p>	<p>地方公共団体</p>	<p>とすべきである。</p> <p>○ より低公害な自動車の普及を図るため、電気、CNG、LPG を燃料とする自動車や改造車（型式指定又は装置型式を受けていない自動車）も評価すべきである。</p>	<p>車区分は種々設定されることとなりますが、購入者等が混乱することのないよう表示等について検討していきます。</p> <p>○ 現行制度の対象になっていない自動車の取扱いについては、認定の必要性を含め、今後検討していきます。</p>
-------------------------------------	---------------	---	---